

元気な高齢者の活動を応援します！

下諏訪町高齢者クラブ補助金について

町では元気な高齢者の皆さんが集まり、仲間づくりをはじめ、自らの生きがいつくり、健康づくりのための活動や、地域を豊かにするボランティア活動などを行っている高齢者クラブや高齢者団体に対し、補助金を交付します。

既に活動している団体等で活動費の支援を希望する場合や、今後団体等の立ち上げを検討している場合など、是非活用をご検討ください。



- 1. 対象団体** ※原則町内の65歳以上の会員10名以上で活動している以下の団体
- ・町内各区及び町内会単位で活動する単位高齢者クラブ
 - ・代表者を置き、活動目的を定め定期的な各種活動（非営利）を行う高齢者団体

2. 対象活動及び交付の要件

【対象活動】「下諏訪町高齢者クラブ補助金交付要綱」に定める以下の活動

- (1) 高齢者クラブの活動の増進に関すること
- (2) 高齢者福祉の増進に関すること
- (3) 地域社会との交流に関すること
- (4) 社会奉仕活動に関すること

【交付の要件】

- (1) 年1回以上、「地域貢献活動」（地域公会所の清掃、施設慰問、町民文化祭への作品出展など）を活動計画に位置付け、実施いただく必要があります。
- (2) 町事業等への協力依頼に対し、可能な範囲で参加協力をお願いします。

3. 対象経費

- ・上記対象活動を実施するための経費として、必要な金額とします。
※なお、会議の場やスポーツ等で使用のお茶代、飴代、茶菓子代については、必要と認められる範囲で対象としますが、酒類、料理、弁当等、接待のための宴席料、サービス料については対象外とします。
※活動するにあたり、感染症予防対策のため必要となる手指消毒等の購入費用についても対象経費となります。

4. 補助金額

算定基礎	補助金額の計算方法
①均等割額	1 団体あたり一律 15,000 円
②人数割額	会員 1 名あたり 500 円 (町外の方や 65 歳未満の方は対象外)

※①と②の合計額が交付金額となります。上限額は 1 団体あたり年間 **26,000 円**です。

5. 申請の手続方法

(1) 申請手続きについて

補助金交付説明会は開催しませんので、以下の書類を締切までに町保健福祉課 高齢者係までご提出ください。なお、申請書類については、町ホームページより出力いただくか、ご連絡いただければ郵送でお届けいたします。

【提出いただく書類】

- ① 補助金交付申請書 (補助金額や団体代表者について記入いただきます)
- ② 事業実施計画書 (本年度の活動予定を記入いただきます)
- ③ 事業収支予算書 (団体の活動に係る費用の見込み額を記入いただきます)
- ④ 団体会員名簿 (申請時点での会員について記入いただきます)

※申請にあたりご不明点はお気軽にご相談ください。

【受付締切】

令和8年7月15日(水)

6. 本年度のスケジュール (予定)

- 6 月中旬: 班回覧・町ホームページ・新聞等での周知、前年度交付団体への案内
- 7月15日: 申請書類受付締切、内容確認
- 7 月下旬: 補助金の交付決定
- 8 月上旬: 交付決定団体への補助金の交付
- 12月上旬: 補助金支給団体を対象とした全体会の開催

翌2月中旬: 補助金実績報告・精算に係る書類の送付

翌3月下旬: 実績報告書類の締切、補助金交付済金額の精算



【お問い合わせ】

下諏訪町保健福祉課 高齢者係

Tel : 0266-27-1111 (内線127)

Fax : 0266-27-1676

E-Mail: kourei@town.shimosuwa.lg.jp